



排水基準を定める省令の一部を 改正し公布 環境省

環境省は、排水基準を定める省令の改正を平成20年9月30日に公布し、10月1日から施行となっています。

水質汚濁防止法における閉鎖性海域の窒素・磷に係る現行の暫定排水基準の適用期限が平成20年9月30日を以て満了しましたが、天然ガス鉱業・畜産農業などの一部の業種で一般排水基準へ対応することが現時点での排水処理技術などに照らして困難であることから、平成25年9月30日まで新たな暫定排水基準を適用するための省令改正を行ったものです。なお、水質汚濁防止法に係る閉鎖性海域に係る窒素・磷の排水基準については、一般排水基準を達成することが著しく困難と認められる一定の業種に対しては暫定排水基準が設定され、5年ごとに見直しが行われています。

当社では、窒素・磷の分析を含めた他の排水分析において長年の実績があり、多検体・短納期分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2008年9月30日付 環境省報道発表資料

EIC ネット

水質分析箇所 小林優香

水銀の輸出を禁止する規則案、欧州 閣僚理事会で採択 欧州委員会

EU 地域内からの水銀の輸出禁止について、欧州閣僚理事会は9月25日、最終的な法案(EU規則案)を採択しました。欧州委員会もこの決定を歓迎しているようです。

欧州委員会では、水銀汚染に取り組むための包括的な戦略について、2005年1月から提案を開始しており、EU 全域からの水銀の輸出を禁止する規則を検討していました。水銀の輸出禁止は、世界的に水銀の供給を削減しようとするEUの戦略の一部となるもので、高い毒性を持つ重金属の環境中への排出を減らすこととなります。

この規則により、塩素アルカリ産業(塩素や苛性ソーダを生産する化学産業)、その他特定の事業活動で水銀を使用することが禁止され、安全な保管が義務付けられます。

輸出禁止は、2011年3月から施行される予定です。【欧州委員会環境総局】

当社では水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析には実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2008年9月25日付 EIC ネット

品質検査箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- 1.埋設農薬の管理状況等に係る調査の結果について
- 2.米国2008年消費者製品安全性改善法案について
- 3.医療現場におけるホルムアルデヒドの規制検討
- 4.建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書について 厚生労働省
- 5.平成18年度土壌汚染対策法施行状況等に関する調査結果について

- 6.PRTR 法施行令改正案に対する意見募集実施
- 7.ほう素・ふっ素等に係る排水対策促進検討会・温泉分野技術検討会の開催 環境省
- 8.石綿による健康被害の救済に関する医学的判定結果について 環境省
- 9.中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度小委員会第6回会合について
- 10.東京PCB廃棄物処理施設の操業状況 日本環境安全事業(株)(JESCO)



今すぐ、結果が知りたい！と思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。